

③ 外 務 省

法人名	独立行政法人国際協力機構(平成15年10月1日設立)<非特定> (理事長:緒方 貞子)
目的	開発途上にある海外の地域(以下「開発途上地域」という。)に対する技術協力の実施、有償及び無償の資金供与による協力の実施並びに開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行い、中南米地域等への移住者の定着に必要な業務を行い、並びに開発途上地域等における大規模な災害に対する緊急援助の実施に必要な業務を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の発展若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的とする。
主要業務	1 国際約束に基づく開発途上国への技術協力(研修員受入、専門家派遣等)。2 国際約束に基づく有償資金協力の実施。3 国際約束に基づく無償資金協力の実施。4 開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の推進。5 移住者に対する支援、指導等。6 技術協力等のための人材の養成及び確保。7 緊急援助のための機材・物資の備蓄・供与。8 業務に関連する調査及び研究の実施。9 国際緊急援助隊の派遣。
委員会名	外務省独立行政法人評価委員会(委員長:南 直哉)
分科会名	国際協力機構分科会(分科会長:井口 武雄)
ホームページ	法人: <a href="http://www.jica.go.jp/">http://www.jica.go.jp/</a> 評価結果: <a href="http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/dgh/kikou_20/index.html">http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/dgh/kikou_20/index.html</a>
中期目標期間	5年間(平成19年4月1日～平成24年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	第1期中期 目標期間	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	-	-	-	-	-	-	1. 外務省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
<b>1.業務運営の効率化</b>							
(1)組織運営の機動性の向上	S	A	A	S	A	A	
(2)業務運営全体の効率化	A	A	A	A	A	A	
(3)施設、設備の効率的利用	A	A	S	S			
(4)改正機構法の施行に向けた準備					A		
<b>2.国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上</b>							
(1)統合効果の発揮						A	
(2)事業に関する横断的事項						A	
(3)各事業毎の目標							
(イ)技術協力						A	
(ロ)有償資金協力						A	
(ハ)無償資金協力						A	
(ニ)国民等の協力活動						A	
(ホ)海外移住						A	
(ヘ)災害救助等活動						S	
(ト)人材育成確保						A	
(チ)調査及び研究						A	
(リ)受託業務						A	
(以下、(1)～(8)は平成19年度評価までの分類)							
(1)総論	A	A	A	A	A		
(2)技術協力	A	A	A	A	A		
(3)無償資金協力の実施促進	A	A	A	A	A		
(4)国民等の協力活動	A	A	A	A	A		
(5)海外移住	A	A	A	A	A		
(6)災害援助等協力事業	S	S	S	S	A		
(7)人材育成確保	A	A	S	S	A		
(8)附帯業務	A	A	A	A	A		
<b>3.予算、収支計画及び資金計画</b>	A	A	A	A	A	A	
<b>4.短期借入金の限度額</b>	-	-	-	-	-	A	
<b>5.重要資産の譲渡等</b>	A	A	A	A	A	B	
<b>6.剰余金の使途</b>	-	-	-	-	-	-	
<b>7.その他業務運営に関する事項</b>	-	-	-	-	-	-	
(1)施設・整備に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(3)積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項					A	A	
(4)その他必要な事項	A	A	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成 20 年度評価結果(H21.8.31)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(全般的評価)

- 独立行政法人国際協力機構(JICA)の平成 20 年度業務実績については、JICAが「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」の施行(20 年 10 月 1日)による旧国際協力銀行(海外経済協力業務)との組織・業務の統合及び新JICAの発足に向けた準備を進めたこと、また、統合以降は、組織内の調整・融和を図りながら、変更後の第2期中期計画に沿って新たな業務の進め方を運用し着実に業務を遂行したこと、統合効果の発揮に向けた新たな取組にも着手したこと等を確認し、総じて順調であると評価できる。

(今後の業務において特に考慮すべき事項)

- 新JICAに対しては、世界最大規模のODAの実施機関として、支援対象の発展途上国や国際機関からも大きな期待が寄せられている他、国内からも、官民連携や市民参加協力の推進に対する高い期待が寄せられていることを踏まえ、今後は以下の諸点について特に考慮していく必要がある。
  - 統合後の新組織・業務体制の円滑な運用に向け、特に、職員・事業支援要員等の活用のあり方にかかる改善を含め、定期的な運営状況のモニタリングを通じ、新たな課題を洗い出し、その機動的な解消・克服を図ることが重要である。
  - 統合効果の発揮に向けて、迅速化の状況及びそれに向けた取組が事業効果の早期発現につながっているかという観点からのモニタリングを行うとともに、統合のシナジー効果を発揮するための協力プログラムの積極的な開発に努めるべきである。
  - JICAは、改正機構法の施行により、統合前に旧両機関がそれぞれ実施していた技術協力、有償資金協力に加え、無償資金協力の本体事業の一部を担うこととなり、職員あたりの業務量が増加しており、業務の軽量化等を通じ、組織運営の向上を図っていくことが課題である。また、経費の効率化については引き続き中期計画に沿って着実に実施していく必要があるが、事業の質の低下につながることを無きよう十分留意する必要がある。こうした効率化と質の維持・確保の要請に応えつつ、内外の新JICAへの高まる期待にも応えるためにも、新JICAの海外拠点を駆使し、現場主義をいっそう強化することが必要であり、そのために柔軟な人材配置を可能とすることも求められる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
組織運営における機動的性の向上	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>統合に際し、新たな業務フローに沿って、援助手法ごとに異なっていた決裁プロセスを一本化し、合理化を図った。また、部局間の連携を強化し、新組織の体制及び業務フローの円滑な定着を図るべく、定期的にモニタリングを実施し、必要な改善を行った。</li> <li>海外拠点について、統合に際して、旧両機関が拠点を設置していた 19 カ国の海外の事務所を一本化するとともに、20 年度末までにブルガリアおよびルーマニアの2拠点を閉鎖した。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後も、整備した組織及び業務フローが想定どおりに運用されているか、定期モニタリングによる検証を継続し、確認された課題の解決を機動的に行うことが期待される。さらに、本部事務所の統合により、統合効果の発揮に向けた新組織及び業務体制の運営が促進されることを期待する。また、事業環境の変化を踏まえた内外の拠点の役割に係る不断の点検を継続するとともに、在外強化の成果と課題のレビューを踏まえた海外拠点の一層の機能強化を行うことが期待される。</li> </ul>
統合効果の発揮	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一元的に実施する機関として、援助効果の向上を実現すべく、国別の援助実施方針や事業展開計画(試行版)の活用、協力プログラムの戦略性の向上に取り組んだ。3つの援助手法の最適な運用に向けた取組の柱として、従来は援助手法毎に実施していた案件形成段階の事前調査を協力準備調査として一本化した。</li> <li>迅速化については、協力準備調査の導入及び業務フローの変更により、案件形成段階に要する期間の短縮を図った。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術協力の成果を資金協力で拡大する試みや、政策からその実現のための個別事業の実施までを対象とし、技術協力及び資金協力を複合的に活用した包括的な支援等、統合のシナジー効果が確認されつつある。</li> <li>今後は、本体事業の円滑な着手を含む迅速化の進捗状況のモニタリングを行うとともに、シナジー効果の発揮のための協力プログラムの積極的な開発を進めるよう期待する。</li> </ul>
情報公開・広報	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際協力の意義や必要性の背景となる地球規模及び国際社会の課題についても理解を促進する広報の拡充等に努めた結果、社説やニュース解説等を中心に、課題や JICA 事業の背景となる現地情勢や協力の必要性に関するより分析的な視点を含めた報道がなされた。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引続き広報を戦略的かつ積極的に行うとともに、今後は、受け手である国民の評価について検証すべく、報道の結果を分析するとともに、さらなる理解及び評価が得られるよう広報活動を進めることを期待する。</li> </ul>
NGO等との連携、国民参加支援	2(3) (ニ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地球ひろばでは、市民団体のセミナー・イベント開催に対する広報面での支援を強化するとともに、時宜に合ったテーマについて、登録団体とのセミナー・展示等の共同実施を促進し、発信の質及び効果の向上等を図った。これらの結果、利用者数(宿泊者を除く)は自己目標値を大幅に上回る12万5千人に達した。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後は、国際協力の総合窓口(ワンストップサービス)の提供を目指し、本部・国内機関の連絡体制の拡充に向けた取組を期待する。草の根技術協力事業の制度改善及び事務手続きの簡素化についてモニタリングを実施し、改善を行いつつ、引続き NGO 等との連携推進を期待したい。また、地球ひろばの交流・発信拠点としての活用状況について、引続きモニタリング等の実施により、機能強化を期待したい。</li> </ul>

災害救助等活動 2(3) (ハ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>20年度は、国際緊急援助隊(救助チーム及び医療チーム)の派遣を中国西部(四川省)地震災害対応で2件、ミャンマー・サイクロン被害対応で1件の計3件実施した。両国への派遣にあたっては、18年度の制度導入後初めてチャーター機を活用し、移動時間の短縮及び隊員と機材の同時運搬を実現したほか、ミャンマー・サイクロン被害対応においては、要請前の調査チーム派遣を通じた事前の準備及び情報収集を行うなど、平時の取組を活かした効果的な活動を実施した。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害が起きないことが望ましいが、発生した場合に備え、引き続き現地で高い評価を得られる緊急援助活動の実施に向けた平時の取組を期待する。</li> </ul>
------------------------	---	--

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

<ul style="list-style-type: none"> <li>本法人は、「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」(平成18年法律第100号)の施行により、平成20年10月1日から旧国際協力銀行の行っていた有償資金協力業務(海外経済協力業務)が移管されたことに伴い、20年度においては、融資等業務による債権を有償資金協力勘定で約10兆9,760億円(法人全体で約10兆9,834億円)を計上している。  しかしながら、貴委員会の20年度の評価結果においては、有償資金協力業務については新規の貸付実行等についてのみ評価がなされているところである。  今後の評価に当たっては、有償資金協力業務について、貸付実行後の資金回収等を適切に実施する観点からの評価を行うべきである。</li> <li>本法人は、「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」(平成18年法律第100号)の施行により、平成20年10月1日から旧国際協力銀行の行っていた有償資金協力業務(海外経済協力業務)が移管されたことに伴い、法人勘定全体で関連法人(関連会社10法人)に対し約1,335億円の出資をしているが、これに対する20年度の評価結果をみると、出資の必要性や出資の管理の適切性についての評価が行われていない。  今後の評価に当たっては、i)出資に関する規程等の整備の適切性、ii)出資目的の達成度、出資先の経営状況を踏まえた出資を継続する必要性、iii)出資先の経営状況の分析とそれを踏まえた法人の対応状況の適切性について評価を行うべきである。</li> <li>「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」(平成18年法律第100号)の施行により、平成20年10月1日から旧国際協力銀行の行っていた有償資金協力業務(海外経済協力業務)が移管されたことに伴い、20年度の財務諸表において、旧国際協力銀行が海外投融資先として出資していた法人が、「独立行政法人会計基準」(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会決定。最終改訂平成19年11月19日)に照らして、関連法人と整理された。また、これにより、旧国際協力機構が昭和55年から60年に貸付を実施(これ以降当該法人への新規貸付はなし)した開発投融資事業(「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月18日閣議決定)により廃止)の実施先である当該法人1社への貸付金約5.4億円が財務諸表に計上されている。  しかしながら、平成20年度には関連法人への貸付の実績がないことから、評価結果においては、開発投融資事業全体の債権回収等の実績について評価がなされているものの、当該関連法人への個別の貸付の回収状況等についての評価結果は明らかにされていない。  今後の評価に当たっては、関連法人への貸付金の債権回収の状況等についても評価を行うべきである。</li> <li>本法人の平成20年度における給与水準は、対国家公務員指数で133.0(年齢勘案(事務・技術職))。年齢・地域・学歴勘案の場合は114.5)と国家公務員の水準を大きく上回っている。  当該指数の低減のために法人が設定した目標水準については、平成19年度に示された目標(23年度目標水準:122.4(年齢勘案(事務・技術職))。年齢・地域・学歴勘案の場合は106.4)から、20年度に示された目標(23年度目標水準:126.8(年齢勘案(事務・技術職))。年齢・地域・学歴勘案の場合は109.8)が上昇しているが、20年度の評価結果をみると、この妥当性についての貴委員会の認識が明らかにされていない。  今後の評価に当たっては、目標水準が上昇した理由についての法人の説明について、国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。</li> </ul>
---



法人名	独立行政法人国際交流基金(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:小倉 和夫)
目的	国際文化交流事業を総合的かつ効率的に行うことにより、我が国に対する諸外国の理解を深め、国際相互理解を増進し、及び文化その他の分野において世界に貢献し、もって良好な国際環境の整備並びに我が国の調和ある対外関係の維持及び発展に寄与することを目的とする。
主要業務	1 国際文化交流の目的をもって行う人物の派遣及び招へい。2 海外における日本研究に対する援助及びあっせん並びに日本語の普及。3 国際文化交流を目的とする催しの実施、援助及びあっせん並びにこれへの参加。4 日本文化を海外に紹介するための資料その他国際文化交流に必要な資料の作成、収集、交換及び頒布。5 国際文化交流を目的とする施設の整備に対する援助並びに国際文化交流のために用いられる物品の購入に関する援助及びこれらの物品の贈与(基金が寄附を受けた物品の贈与に限る)。6 国際文化交流を行うために必要な調査及び研究。7 1～6の業務に附帯する業務。
委員会名	外務省独立行政法人評価委員会(委員長:南 直哉)
分科会名	国際交流基金分科会(分科会長:建島 哲)
ホームページ	法人: <a href="http://www.jpf.go.jp/j/">http://www.jpf.go.jp/j/</a> 評価結果: <a href="http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/dgh/kikin_20/index.html">http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/dgh/kikin_20/index.html</a>
中期目標期間	5年(平成19年4月1日～平成24年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	第1期中期目標期間	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. 外務省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
<b>1.業務運営の効率化に関する事項</b>	—	—	—	—	—	—	
(1) 業務の合理化と経費節減	A	A	A	A	A	A	
(2) 組織運営における機動性、効率性の向上	A	A	A	A	A	A	
(3) 業績評価の実施	B	A	A	A	B	B	
<b>2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上</b>	—	—	—	—	—	—	
(1) 国際文化交流に係る外交政策を踏まえた事業の実施	A	A	A	A	A	A	
(2) 効果的な事業の実施	A	A	A	A			
(3) 国民に対して提供するサービスの強化	A	A	A	A	A	A	
(項目別評定)							
(4) 文化芸術交流の促進	A	A	A	A	A	A	
(5) 海外における日本語教育、学習の支援	A	A	A	A	A	A	
(6) 海外日本研究及び知的交流の促進	A	A	A	A	A	A	
(7) 国際交流情報の収集・提供及び国際文化交流担い手への支援等	A	A	A	A	A	A	
(8) その他	A	A	A	A	A	A	
(9) アジア大洋州地域	A	A	A	A			
(10) 米州地域	A	A	A	A			
(11) 欧州・中東・アフリカ地域	A	A	A	A			
<b>3.予算、収支計画及び資金計画</b>	A	A	A	A	A	A	
<b>4.短期借入金の限度額</b>	—	—	—	—	—	—	
<b>5.重要な財産の処分</b>	—	—	—	—	A	—	
<b>6.剰余金の使途</b>	—	—	—	—	—	—	
<b>7.その他省令で定める業務運営に関する事項</b>	—	—	—	—	—	—	
(1) 人事管理の為の取り組み	A	A	A	A	A	A	
(2) 施設・設備の改修、運営	A	A	B	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成 20 年度評価結果(H21.8.31)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- 平成 20 年度の独立行政法人国際交流基金の業務実績全体を総括すれば、主要な中期的数値目標の達成に向けた効率化・経費節減、中期計画に沿った事業分野ごとの事業実施、平成19年12月に閣議決定された独立行政法人整理合理化計画への対応等、総じて順調な取り組みが行われたと評価できる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績 (府省評価委員会による記述の要約)	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化 業績評価の実施	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際交流基金は、次の方法により自己評価を実施。                             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 事業担当部署によりプログラム評価を実施。</li> <li>② ①の結果について、外部専門家に評価を依頼。</li> <li>③ ①、②の結果も踏まえて、外部有識者からなる「国際交流基金評価に関する有識者委員会」に諮り、基金の自己評価内容等について意見を求め、妥当性を点検。</li> </ol> </li> <li>外務省評価委員会より、平成 19 年度業務実績評価において、事業目的と目標の明確化が基金事業部内で確立され外部評価者にも共有されているかの確認が必要、自己評価プロセスの開示による評価結果への信頼性の確保が必要などの指摘があったことも踏まえ、順次対応を行っており、平成 20 年度は以下の措置を講じた。                             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 各事業部門に共通の「事業案件審査基準に関するガイドライン」を作成し、21 年度事業の事前評価時の必要性・有効性・効率性のそれぞれの定義・考え方の内部統一を図った。</li> <li>② 平成 20 年度事業の評価においては、19 年度に引き続き、2 名の外部専門家が同一プログラムの評価を実施することにより、プログラム評価(事後評価)の客観性を高めた。</li> </ol> </li> <li>専門評価者及び「評価に関する有識者委員会」の中には、基金と類似の事業を行う他の文化交流団体関係者を含めた。 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外部専門家による評価を引き続き実施し、事前評価の基準統一等の改善も加え、評価業務は着実に実施された。</li> <li>本項目の達成状況は概ね順調であるが、成果(アウトカム)指向の評価実施の面では、改善途上であり、事業、業務の目的、評価における目標、手法、指標、体系などの課題について、引き続き取り組みが必要である。(B)</li> </ul>
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 日本語能力試験の実施	2(5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 19 年度から海外各試験実施地の現地試験実施経費を全て受験料収入で賄うことを原則としており、平成 20 年度は、受験料収入のみで賄えない実施地(3都市)に限り計 445 千円の基金負担に抑えた。</li> <li>また、現地の収支が黒字となり余剰金が発生した場合は、基金に還元を求めており 20 年度は 235 百万円(19 年度は 220 百万円)の還元。</li> <li>海外において日本語試験を 50 カ国・141 都市で実施し(平成 19 年度は 48 カ国・134 都市)、390,624 名(374,335 名)が受験。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本語能力試験については、受験者数、受験料収入とも大幅に増加した前年を上回る実績を達成している。規模の効率点を超え、経費、受益者負担率も適切と考えられ、海外日本語事業推進の象徴的事業となっており、今後の成果が期待される。(S)</li> </ul>
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 知的交流の促進	2(6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>中期計画による重点化方針に基づき、米国(事業実績額が知的交流事業全体に占める割合 51.6%)、中国(同 21.1%)、韓国(同 2.8%)に重点化して実施。</li> <li>日米交流強化イニシアチブによる対米知的交流事業の強化(米国有力シンクタンクとの連携事業)等を実施し、外交方針に応じた重点化を進めた。また、日伯交流年に関連した知的交流事業への支援、カメルーンにおいて日・アフリカ報道関係者による国際会議を実施するなど、地域バランスにも配慮した事業の実施に努めている。 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外交上の重点対象である東アジア(中国／韓国)及び米国について、交流イニシアティブの強化、事業内容の見直し、改廃、新規企画導入により研究者のニーズに踏み込んだ効率化と効果拡大が図られている。</li> <li>中国高校生の招へい事業で若年層に知日派を増やしたことも評価でき、欧州・中東・アフリカ地域との交流事業も重点国とのバランスをとりつつ実施するなど、ニーズに合わせた柔軟な対応により事業を実施しており、中期計画の達成状況は順調である。</li> <li>なお、発表論文や刊行物等、本事業の成果物については、より積極的な広報に努めるべきと考える。</li> </ul>

### 3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 20 年度評価に関する意見 (H21.12.9) (個別意見)

#### 〔個別意見〕

- 海外における日本語能力試験については、本法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性(平成 18 年 11 月 27 日)の「第2-2 受益者負担の適正化」において、受益者負担を適正化し、国の歳出への依存度を極力低くする観点から、経費の縮減を促進することとされている。これを受け、受験料収入で賄えない現地試験実施経費を本法人が負担し、受験料収入の余剰金は本法人へ還元することとされ、平成 20 年度は約 2.4 億円が還元されているが、評価結果をみると、受験料水準が適切であるかどうかについては明らかになっていない。  
今後の評価に当たっては、基金へ還元された現地余剰金について、受験者への還元の観点から受益者負担率の適切性の検証を促すような評価を行うべきである。
- 文化芸術交流分野の国内向け助成(美術交流国内展助成、国内公演助成、国内映画祭助成)については、整理合理化計画において平成 21 年度中に廃止することとされたことを受け、20 年度をもって終了している。  
これに対し、貴委員会は「選択と集中の結果とはいえ、主催事業によるフォロー状態と合わせて判断されるべき問題でもある」とコメントし、事業に対する評価を行っていない。  
今後の評価に当たっては、貴委員会の意見を明らかにするとともに、国内向け事業のニーズ等を把握した上で、主催事業によるフォローの必要性の検証を行うべきである。
- 本法人の平成 20 年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で 122.8(事務・技術職員)と国家公務員の水準を大きく上回っている。  
その理由として、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、①職員の勤務地や学歴構成、②管理職割合の高さ、③その他法人固有の事情(国際業務の特殊性等)が挙げられている。しかしながら、「ラスパイレス指数が国家公務員より高い理由及び基金が講じている措置の妥当性を評価するために詳細説明を求め、平成 18 年度からの基金の給与制度改革に伴う措置等には今後も一定期間同指数を抑制する効果があることが認められた」と記載されているものの、対国家公務員指数が国家公務員より高い理由についての法人の説明に対する貴委員会としての認識が「評定の決定理由及び指摘事項等」欄において記載されていない。  
今後の評価に当たっては、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。